

平成 2 6 年 第 2 回
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成26年第2回京丹波町議会臨時会

平成26年4月25日（金）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）

第7 議案第45号 土地の取得について

第8 議案第46号 土地の取得について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1番 森田幸子君

2番 松村篤郎君

3番 原田寿賀美君

4番 梅原好範君

5番 山下靖夫君

6番 坂本美智代君

7番 岩田恵一君

8番 北尾潤君

9番 鈴木利明君

10番 篠塚信太郎君

1 1 番 東 まさ子 君
1 2 番 山 崎 裕 二 君
1 3 番 村 山 良 夫 君
1 4 番 山 田 均 君
1 5 番 山 内 武 夫 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
副 町 長 畠 中 源 一 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 藤 田 真 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長 堂 本 光 浩
書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

出席議員は16名であります。

定足数に達しております。

ただいまから、平成26年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・鈴木利明君、10番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか4件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

4月23日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第39号の発行をいただきました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦労様ですがよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第8、議案第46号 土地の取得について》

○議長（野口久之君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8 議案第46号 土地の取得についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成26年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

居住用財産の買換え等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、地方税法において直接適用されることから、この規定を削除するなど所要の改正を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

中間所得者層の負担軽減を図るため、国民健康保険税の賦課区分のうち、後期高齢者支援金及び介護納付金の賦課限度額をそれぞれ14万円から16万円に、12万円から14万円に引き上げるもの、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認をお願いしております。

補正予算（第6号）では、繰越明許費として台風18号関連の災害復旧事業及び木造住宅耐震改修事業におきまして、事業の進捗状況から新たに8,664万3千円を追加するものです。

議案第45号 土地の取得につきましては、まちづくり推進事業用地取得事業用地として、

京丹波町須知奥ノ谷 17 番ほか 5 筆 計 4, 559 m²及び、京丹波町曾根宮ノ浦戸麦 54 番ほか 1 筆 計 6, 881.94 m²、合計 1 万 1, 440.94 m²について、南丹・京丹波地区土地開発公社から 1 億 9, 736 万 3, 842 円で取得しようとするものです。

議案第 46 号 土地の取得につきましては、住宅用地造成事業用地として、京丹波町橋爪町田 105 番ほか 9 筆 計 5, 948 m²及び、京丹波町中台轟キ 18 番ほか 2 筆 計 8, 551 m²、合計 1 万 4, 499 m²について、南丹・京丹波地区土地開発公社から 1 億 7, 061 万 8, 158 円で取得しようとするものです。

この 2 議案による買戻しによりまして、土地開発公社の債務は全て解消することとなります。今後は、これら買戻しを行いました土地の効率的な活用に向けまして努力をして参りますので、ご理解とご協力をいただきたいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。それでは、承認第 1 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布をされたことに伴いまして、施行期日を 4 月 1 日とする必要のある関係部分につきまして、措置をさせていただいたものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、更には現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための財政措置が講じられるなど、必要な整備が行われたものであります。

それでは、税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 ページから 6 ページでございます。附則第 6 条から附則第 6 条の 2 でございます。居住用財産の買換え等の譲渡損失、また特定居住用財産の譲渡損失にかかるそれぞれ損益通算及び繰越控除を明記した内容でございます。また、附則第 6 条の 3 につきましては、阪神淡路大震災にかかる雑損控除特例額等の特例でございますが、この内容につきましては、単に課税標準計算の細目を定めている内容であり、地方税法においても同様の課税標準額の計

算細目が規定され、定められておりますことから、この規定を削除するものでございます。

続きまして、7ページでございます。7ページの附則第8条につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、肉用牛生産農家の経営安定及び生産意欲確保を行ない、安定的な供給を引き続き図っていく観点から、引き続き課税の特例措置を図ることとし、適用期間を平成30年度まで延長するとともに、関連条文について、所要の整備を行ったところでございます。

続きまして、8ページでございます。8ページにつきましては、附則第10条の3でございます。新築住宅等に対する固定資産の減額の規定の適用を受けようとする者が申告ということでございますが、耐震改修促進法に基づき、国の補助を受け、耐震改修がなされた大規模建築物等に対する税制上の支援策として、地方税法の一部改正によりまして、固定資産税の減額措置の項目が新たに追加されたことに伴いまして、その必要な手続き等にかかる条項につきまして、新たに規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、9ページでございます。附則第17条の2でございます。優良住宅地等の造成にかかる措置でございます。地方税法の一部改正に伴いまして、引き続き現行の土地の譲渡に係る長期譲渡所得に対する軽減措置等の課税の特例を継続するために、その適用期間が平成29年度まで延長されたものに伴う改正でございます。

次に10ページでございます。10ページにつきましては、附則第21条第1項、第2項につきまして、地方税法一部改正に伴います一般社団法人等へ移行した団体が所有している図書館施設等の一部の固定資産に対する非課税措置の廃止に伴いまして、規定における条文の整理をさせていただいたものでございます。

11ページでございます。附則第21条の2につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、条例中の固定資産税等の非課税措置にかかる規定に生じる項ずれに対しまして、所要の整備を行うものでございます。

なお、その他の地方税法改正にかかる町税条例の改正につきましては、随時定例会において、ご提案をさせていただく予定でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） それでは、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されまして、一部を除きまして、平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、

本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容といたしましては、町長の説明にありましたように、後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額を14万円から16万円に。介護納付金分を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございまして、今回据え置きとなった基礎課税額、いわゆる医療給付費分にかかる課税限度額51万円とあわせまして、国保税全体の賦課限度額は、従前の77万円から4万円引き上げて、81万円となります。また、均等割額及び平等割額、いわゆる応益分国保税の2割軽減におきましては、軽減判定所得の要件が拡大されますとともに、これまで適用されなかった単身世帯においても5割軽減が適用されるようになります。

具体的には、新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきますので、3枚目の横長の表をご覧ください。

まず、第2条関係でございますが、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額について規定しており、その額については、世帯主等について算定した所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額とすることになってはいますが、その合計額の限度額を14万円から16万円に引き上げるもの、また同条第4項の介護納付金課税額につきましては、限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

また、次のページをおめくりいただきまして、第23条第1項におきましては、保険税の軽減に際しての限度額の規定でございますが、第2条と同様にそれぞれ引き上げをするものであります。同じく、第23条第2号におきましては、5割軽減の軽減判定所得基準の見直しに関するものでありまして、これまで5割軽減の算定に用いる被保険者数には、当該納税義務者を除く、いわゆる世帯主は含めないこととされていましたが、世帯主も含めた被保険者数で算出するよう改正するものでございます。また、同条第3号におきましては、2割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数に乗じる金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

次に申し訳ございませんが、裏面にもう一度お戻りいただきまして、最後に第18条関係でございますが、仮徴収にかかる規定条文の是正でございまして、当条例第18条におきましては、特別徴収対象者の4月から9月末までの仮徴収額は、前年度の最後の特別徴収額、いわゆる2月の徴収額とするといった内容の地方税法施行規則を引用しているわけですが、地方税法施行規則に条ずれが生じたことから是正を行うものでございます。なお、この改正による本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時点で限度額超過世帯が、後期高齢者支援金分では27世帯が20世帯に。介護納付金分では、19世帯が14世帯となり、限度額引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、当初予算にも反映

させているところがございますが、約78万円を見込んでおります。

以上、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、承認第3号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）では、先の3月議会におきまして、補正第5号で設定をいたしました繰越明許費に補正の必要が出てまいりましたので、平成26年3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

一般会計の補正予算書を1枚目をめくっていただきまして、第1表繰越明許費補正をご覧くださいと思います。農林水産業費で4事業、土木費で1事業の補正を行うもので、今回新たに農業費の畜産振興対策事業と住宅費の木造住宅耐震改修事業を繰越明許費に設定するものでございます。

繰越補正を行う事業費としましては、事業全体で8,664万3千円でございます。繰越を行います事業の概要、繰越の理由につきましては、この後に付けております繰越理由等一覧表をご覧くださいと存じます。農林水産事業費の4事業につきましては、いずれも台風18号豪雨に伴い被災した各種施設の災害復旧支援としまして、交付いたします農林漁業関係補助金において、対象事業が着手時期や業者手配等の関係で年度内の完成が見込めないことから、繰越を行うものでございます。また、木造住宅耐震改修事業では、耐震改修と併せましてリフォーム工事を施工されるということで年度内完成が見込めないことから、繰越を行うものでございます。それぞれの事業におきます申請件数等でございますが、有害鳥獣対策事業では、平成25年度の申請件数が28件中22件が年度内に完成し、残り6件にかかる補助金交付予定額及び新規事業対応分としまして、243万6千円を増額して、414万4千円に。畜産振興対策事業では、申請件数2件で補助金交付予定の2件にかかります全額の224万7千円を新たに追加。農地保全事業では、申請件数483件中111件が年度内完成し、残る372件にかかります補助金交付予定額及び新規事業対応分としまして、合計7,682万円を増額して1億2,851万2千円に。林道維持管理事業では、申請件数23件中18件が年度内完成し、残る5件にかかる補助金交付予定額及び新規事業対応分として334万円を増額して、2,396万5千円に。木造住宅耐震改修事業では、申請件数3件中1件が年度内完成し、残る2件にかかる補助金交付予定額の180万円を追加するものでございます。なお、現在の進捗状況等につきましては、個々に記載しておりますので後

ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上で承認第3号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第45号 土地の取得につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明のほうは、議案に添付しております資料のほうで説明をさせていただきますので、一枚めくっていただきたいと存じます。

今回、買戻しをお願いしておりますのは、まちづくり推進事業用地取得事業といたしまして、平成2年に南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得をしておりました須知奥ノ谷地内の土地、6筆 計4,559㎡で、買戻し価格1億2,248万9,676円と、曾根宮ノ浦戸麦地内他1筆の計6,881.94㎡で、買戻し価格7,487万4,166円となっております。まず、須知地内の場所でございますけれども、須知幼稚園の南西側に位置しております青く着色している部分で、地目は原野でございます。土地取得の経過でございますが、旧丹波町におきまして計画をされておりました京都デンマーク公園構想の用地取得のための代替地として平成2年に先行取得されたものですが、その後の長期にわたる経済低迷などによりまして、デンマーク公園構想が実現せず、買戻しができていなかったものでございます。財源につきましては、次の議案にも関連しておりますが、先行取得用地活用対策基金の残額に不足します金額を財政調整基金から積み替えを行いまして、買戻しをさせていただくことをお願いしているものでございます。なお、取得価格につきましては、資料上段にお示ししておりますように用地費が7,674万1,682円。利子が4,574万7,994円という内容となっております。

次に曾根地内の場所でございますが、丹波ひかり小学校周辺に位置しております。地目は山林でございます。土地取得の経過につきましては、先ほどと同様に京都デンマーク公園構想の用地取得のための代替地として、平成5年に先行取得されたもので、丹波ひかり小学校が建設される際に、一部が買戻しをされましたが、その後残地として買戻しがされていないものでございます。同様に取得価格につきましては、資料中段にお示ししておりますように、用地費が4,690万9,827円。利子が2,796万4,339円という内訳となっております。一番下段に示しておりますように事業全体では8筆の、合計11,440.94㎡。買戻し価格1億9,736万3,842円でございます。

以上が議案第45号の補足説明でございます。

続きまして、議案第46号 土地の取得につきまして、補足説明をさせていただきます。

同じく添付しております資料で説明させていただきます。

今回、買戻しをお願いしておりますのは、住宅用地造成事業用地といたしまして、平成8

年から平成10年にかけて南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました橋爪町田内の土地10筆、計5,948㎡で買戻し価格1億1,269万349円と、中台轟キ地内の土地3筆、計8,551㎡で買戻し価格5,792万7,809円となっております。まず、橋爪地内の場所でございますが、JR桧山駅前の府道と高屋川との間に位置しております青く着色をしている部分でございますが、地目は原野でございます。土地取得の経過でございますが、旧瑞穂町におきまして計画をされておりました住宅地造成事業の予定地として、平成8年から平成10年にかけて先行取得されたものですが、経済情勢の変化などによりまして実現せず、その後買戻しができていなかったものでございます。買戻しの財源につきましては、前議案と同様に先行取得用地活用対策基金を使用するとともに、その残額に不足します金額を財政調整基金から積み替えを行いまして買戻しをさせていただくことをお願いしているものでございます。なお、取得価格につきましては、資料の上段にお示ししておりますように、用地費が8,476万7,427円。利子が2,792万2,922円という内訳になっております。

次に、中台地内の場所でございますが、瑞穂小学校の南側、中台団地の西側に位置しております。地目は山林及び原野でございます。土地取得の経過につきましては、橋爪地区と同様に住宅地造成事業の予定地としまして、平成8年から平成10年にかけて先行取得されたものですが、経済情勢の変化等によりまして、実現をせずその後買戻しができていなかったものでございます。取得価格につきましては、資料中段にお示ししておりますように、用地費が4,412万2,735円。利子が1,380万5,074円という内訳になっております。事業全体では、一番下段に示しておりますが、13筆の合計1万4,499㎡。買戻し価格が1億7,061万8,158円でございます。これらの2議案による用地の取得によりまして、公社の債務は全て無くなることとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによりしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけど、今回専決処分ということで提案をされておるんですが、ひとつにはこの対象となるのはこの京丹波には何人くらいあるのかどうか。対象というのはいないということなのかどうか含めてお尋ねしておきたいという

ことと、それから提案理由の中で、国で地方税法の一部を改正する法律に基づくということであったわけでございますけれども、東日本大震災とかそういうことに関わっての改正ということもあったわけでございますけれども、今回専決処分になっておる部分について、一定そういうものとの関わりというかあるのかどうか。全体では、そういう提案説明の主旨というのが当然それに基づく地方税法の改正がされたというように思うんですけども、専決処分の部分についてそれに関わるようなことが実際どの部分なのかどうかあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。ただ今の内容につきまして、今回の専決でお世話になる内容でございますけれども、現時点平成25年度ではですね、本町に適用する事例はないということをご理解をいただきたいと思います。また、もうひとつ東日本大震災の關係に伴います改正につきましては、今回の専決処分の内容ではないということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 今、課長のほうからご説明をいただいたわけでありまして。賦課限度

額の超過分につきましては、後期高齢者支援金分と介護納付金分それぞれ2万円引き上げるというものでありますが、今、対象世帯を言っていた中で後期高齢者であれば27世帯が20世帯に、介護納付金は19世帯が14世帯にというふうになりましたが、これは対象の金額というかどのくらいの所得の方が超過限度額の対象となるのかということが1点お聞きしたいと思います。それから世帯数が減ってるということは所得が全体的に減っているということで、対象世帯が減っているということで、対象世帯が少なくなっていると思うんですが、それでよいのかどうか。それから5割と2割の軽減であります、これにつきましても低所得者層の負担軽減ということで5割2割軽減を拡充するということではあります、この拡充については、どのくらいの世帯に軽減が拡充されてどれだけの金額的に軽減が図られているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） ただ今ご質問にありました対象者でございますが、まず軽減の拡充に伴う影響でございますが、まず、2割軽減でございますが、対象者が医療も支援金もあわせまして357世帯667名ということであったんですが、それが306世帯の630人ということになっておりますし、介護のほうにつきましても、対象者118世帯146人が126世帯171人ということになっております。これは当初予算の時点での算定でございます、常に数字は動きますので、ご了承賜りたいと思えます。

あと、軽減の状況でございますが、金額といたしましては78万円ということではございますが、これにつきましては、まず全体でいきますと限度額の世帯超過額でございますが、先ほど当初予算にも反映しておると言いましたが、後期20世帯で225万5千円余り、介護で14世帯81万7千円余りということではございまして、医療分は据え置きということではございますが、その分が当初予算のほうに反映しております。

世帯の超過分がどれくらいの所得かということではございますが、算定させていただきましたのは、限度額を超える方という形で算定してございまして、資料にも書いてございますが、81万円を超える方を見るためには、限度額を設定して、それを逆算しまして、人数を算出しておるとおっしゃるようなことではございます。まあ、その中には、いろいろな想定がされると思うんですが、一人世帯介護なしの方でありますとか、介護ありということではそういった条件に関わって計算上出てくるということではございますので、ご了承賜りたいと思えます。

漏れがあるかも分かりませんが、以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

- 11番（東まさ子君） ちょっと、分かりにくいわけですが、5割と2割軽減については、対象世帯は増えているということで、拡充された分増えているということでよろしいですわね。改正前と改正後を比べた場合。
- 議長（野口久之君） 長澤住民課長。
- 住民課長（長澤誠君） はい、そのとおりでございます。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 14番（山田均君） 手元に図表の、いわゆる資料を添付していただいておりますが、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充ということで、現行と改正後ということで、その資料を見せていただいて、7割軽減5割2割とあるんですが、ここみると5割軽減と2割軽減を足すとですね、対象者を拡大して約400万人が増えたとなっているんですが、本町京丹波町の場合でしたら、その増えた割合というのは、平成25年度実績が出ておるかどうかわかりませんが、平成26年度これを適用することによってどれくらいの方が5割の人でしたらどれくらいの世帯、2割の人だったらどれくらいの世帯が、対象者を拡大となっておるんでその辺は数字として出しておられるのかどうか。あればどれくらいの方がですね、対象者として拡大されるのか、伺っておきたいと思います。
- 議長（野口久之君） 長澤住民課長。
- 住民課長（長澤誠君） 詳しくは、データは出しておらないわけですが、先ほども申しましたように、この辺りのデータのものは出しておりませんが、5割軽減2割軽減の分で計算させてもらっているデータもないわけですが、従いまして、現在では答えられません、申し訳ございません。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 14番（山田均君） いや、それをどうこうということではないけど、直接住民のね、関わるんで対象が拡大されるということだったら、どれくらいの方が、増えるということは、ぜひ正確なところまではいかないかと思いますが、掴んでおいていただきたいということを申し上げておきます。
- 議長（野口久之君） 東君。
- 11番（東まさ子君） 予算特別委員会でもいろいろと聞いていたわけですが、その関係でみますと、世帯に占める軽減後、法定軽減7割5割2割含めて軽減されている世帯というのは、1,552世帯あって、国保世帯の中で57%を占めているという状況になっておりました、その時点では。それで低所得への負担軽減がされているということで、それはそれで評価できるものでありますし、また、賦課限度額も中間所得の、提案説明でも言って

おられるように、中間所得の負担軽減のために賦課限度額を上げるという説明であります、対象世帯数が減っているということは、所得が減っているということで、対象となる賦課限度額を超える世帯が減っているということで、それだけ収入が減っているということにつながってくるということで、これにつきましても負担が増えるということになり、中間所得の負担軽減の財源というものの負担が増えるということになっているわけでありまして。私たちは常々、負担を増やすのではなくして国の補助金をもっと増やせと行ってきております。今回の条例につきましても、専決処分につきましても、賦課限度額は増えるものの、軽減を受ける5割2割の拡充のほうが、対象を受けられるほうが多くいらっしゃると思っておりますので、この専決処分につきましても、賛成をしたいと思います。なんか態度表明みたいなことになりましたが、要望ですね、国のほうにはきちんと補助金を増額してもらえるように要望を含めて、そういうことをごさいます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回の繰越の理由というのが、被災箇所数がかかなり多くて、それとあわせて、施工業者が減少したことによりまして、対応が困難というようなことが思われるということで、理由としては仕方ないのかなというふうに思うんですが、一点目は、有害

鳥獣被害防止施設の被災の関係ですけど、復旧までにシカ、イノシシの侵入というのは、シカ、イノシシというのは待ってくれませんので、復旧されるまでの手当てについてどうされているのかということなんですけど、護岸が被災しますと復旧するまで手当てをつけてその中で出納すると思うんですけど、それにしても侵入というのは防げるのかなという思いがしますし、それに対する町の対応とかについてどうされようとしているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。それから二点目ですけど、再三、私もこれまで四年間言ってきたんですが、災害はいつやってくるかわかりませんので、業者の育成の面とかできるだけ公共工事は分割して発注していただきたいというようなことも申し上げてきたわけですけど、公共工事の減少とあわせまして、3K職場といわれる土木業界の後継者問題などによりまして土木業者が撤退したり、また廃業に追い込まれたということで、かなり業者数がですね合併当初より大幅に減少したことも今回の繰越の大きな要因のひとつではないかというふうに考えているんですけども、そういった面からですね今後も災害はいつやってくるかわかりませんし、今般の気象状況からもそれらの面も鑑みまして業者育成の面からも、町の指名業者はもちろんですけども、指名外の業者の方も活用して災害復旧に当たるといようなお考えはないのか、あわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 失礼します。有害の防護柵の関係でございますが、ご質問のとおり、府なり町の河川の関係の部分がございます、その護岸が直らないと有害の柵が復旧できないというような状況のところ、資料のほうには載せておりませんが、6箇所あります。そうしたところにつきましては、護岸の関係もございまして、本年度作付けができないところもございまして、また、作付けができるところにつきましては、それぞれの農家さんのほうで現在対応いただいておりますという状況になっております。このことにつきましては、護岸の復旧次第早急にやっただくようお願いをしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田参事。

○参事（藤田真君） 二点目の業者数の減少によります影響でございますけれども、確かに今回の災害につきましては、農家等の個人的な災害復旧等にも9割の補助をさせていただいております、それにかかります施工につきましても、指名参加業者以外の業者の方もお仕事をされているというふうに理解しております。ただ、公共工事につきましては、指名参加の申請をさせていただいている業者を対象としておりますので、そこらへんは業者さんが指名の参加の意思表示をいただいた分につきましては、指名をするということになりますけど

意思を示されていない業者につきましては、ご理解をいただきたいというふうに考えております。また、積極的な指名への参加の申し込みと申しますか、PRにつきましては今後とも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 農家のほうで有害鳥獣施設については対応されているということなんやけども、実際侵入に対する電柵ですとか、ネットですかそういうのを農家さんで対応されているという意味なのかどうか再度お伺いしておきたいことと、それから、私が言っているのは国庫補助事業に係る分については、当然指名業者でないとか会検等もございませぬし、あきませぬけども、少額で町の単費事業については、そういう考え方もできるんやなかなという意味で申し上げましたので、ぜひそういう意味での活用を今後もちよっとお願いしたいなということでございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただ今のご質問でございますけれども、侵入柵の当面の補助金部分が施工されるまでの部分については、農家さんのほうでネットなり電気柵等でご対応をいただいております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけど、今回提案されております繰越理由の一覧表で特に畜産振興対策事業の台風によって畜産施設が被災したということで、復旧ということなんですけども、復旧する部分がどういう部分かわかりませんが、特に畜産の場合には、升谷畜産にしても上新田の部分にしてもですが、堆肥を処理する施設であれば早急にせんなんという部分があると思うんですけども、この中身はわかりませんが、そういう糞尿の処理に関わって早くせんなんということではないのかどうかということと、それから今回繰越明許5件で387件がまだ残っていると、この部分だけでなると思うんですけども、すでに繰越をしておる部分も含めると京都府もありますし、相当な件数になると思うんですね。それを先ほどから出ていますように業者でということになると本当に平成26年度内に出来るのかどうか、そういう見通しがあるのかどうかひとつ伺っておきたいと。もうひとつ農地に関わってですね、泥上げとか側溝の泥上げるなりそういうものについては、どうなっているのかわかりませんが、一応業者の見積もりをとることになっておって、なかなか業者からの見積もりも取れないということでございますので、やはりこういう緊急時の場合には、農家組合などがですね、組合員と申しますか農家の方も最近簡単なユンボなんか持っておられるわけですからそういうものを使ってですね、田んぼの泥を除くとか、水路の

泥を除去するとかいうものについては、もうちょっと幅を持たせて農家組合で実施していただいて、実費を手当てするとそういうような方法もね、もっと取り入れてやらなければこの件数が本当に平成26年度内に実施できるのかどうか、そういうことを心配しておるわけでございまして、工事そのものはですね、どんどん縦貫道の工事も含めてなかなか業者忙しいということでございますし、京丹波町だけが災害を受けたわけではないので、近隣市町村を含めてですね、相当な件数になっております。実際京都府の河川なんかみてましても、本当に平成26年度内に復旧が出来るのかなというようなことを思うわけですね、件数があまりにも多いんで、その辺はどういう考え方なのか、もっと緩やかにですね復旧というのは一番大事なんで、もっとそういう運用を含めてですね、私はやるべきではないかと思うので、その点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 失礼します。ただ今のご質問の件でございますけれども、まず一点目、畜産関係の災害の事業でございますけれども、これにつきましては、事業主体が升谷畜産それと上新田地区ということで、畜産用の水道取水施設の工事が残っておるということで、堆肥関係とは関係はないということでございます。それから、災害の関係でございますけれども、今回の専決処分につきましては、町の農林漁業振興補助金でございます、これにつきましてはですね、地元等で、農家組合等で実施されて、関係書類の図面なりその辺の提出が出来るものであれば地元施工でもよいということで、関係補助金については、進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今、農林漁業の関係は答弁いただいたんですが、全体ではですね、どこが統括されておるのか分かりませんが、具体的に平成26年度繰り越した分は、今の業者の状況の中で、完成というか完了するのかどうかということもあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 公共施設の復旧につきましては、40件ほど工事の発注しております。ただ、河川の部分につきましては、6月から10月まで、河川内での工事が取水期にはできないということでございますので、一部先ほど田んぼの護岸の復旧という話もありましたけど、作付けが終わるまで休止させていただいて、秋からまた復旧に入っていきたいというふうに考えております。あと、残ります40数件につきましても、秋から工事に着

手できますように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） あわせてここに先ほどお尋ねしたんですが、例えば畜産振興の農地保全事業でしたら先ほど372件残っておるといことなんですけど、そういうものも出来るのかどうかということもお尋ねしておきたいと思うんですけど。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） すみません、もれ落ちておりましたけども、372件の残りの事業につきましても現在、地元のほうで進めていただいておりますので、年度内には完了する予定となっております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 一点、基本的なことをお聞きしておきたいんですけども、今回提案の最大の理由というのは、18号台風で大きな被害を被ったために仕事量に対する出来る業者数が足りないということが最大の原因だところ思うんです。このことは、ある意味ではやむを得ないことかもわかりませんが、やはり町長がいつもおっしゃっているように大事なのは町民の安心安全を確保するということが大事ですし、こういう事態が起きるといことを眼中に入れた危機管理が必要ではないかところのように思うわけでありまして。過去にも岩田議員のほうからもありましたけども、私も下等な競争なりまた、電子入札を導入するなり業者が業者としてやっていけない状態を作っていたということが最大の原因でないかところのように思います。そんなことで今回の処理もさることながら、今後またこのような大きな天災が起きたときにですね、どう対応されるのか、その対策は講じられているのかどうか。今回の台風の被害を事例として安心安全な町づくりのために対策をとっておくのが常識だと思います。その辺ことがされておるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田参事。

○参事（藤田真君） 大変難しいご質問でございますけども、工事の発注までは考えられないというふうに思っておりますが、災害時の緊急対応につきましては、建設協会さんとも連携させていただいておりますし、それからそういった緊急の対応についてはそうでございますし、いざ、災害が発生をして復旧までの部分につきましては、例えば応急処置をお願いするとかいう方法で対応しておりますし、工事発注につきましても、先ほど申しましたように、出来るだけ多くの業者の方に参加をいただくように工事の発注に努めておるといことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 先ほどの答弁の中でですね、業者の指名入札の参加に対する意思表示については、業者の意思待ちとこういうことになっているんですけど、弱小な業者で今ですね電子入札とか電子納入とかいうようなことに対応するには、非常に難しいと思うんです。というのは、当町の事務にしてもですね、こんだけいろんなIT化が進んでいるのに、まだアナログ的な文書が主体になっている状態ですのでね、町民である業者の方にそういうデジタル的な方法を強いるということは、やはりちょっと矛盾しているし、ある意味では町の事務を中心に物事を考えておられるのであって、もっと町民のためにいわゆる業者のため含めてそういうことをされたら指名入札を受ける業者の方も増えてくるんじゃないかと。年に何千万以下の、一千万円以下の仕事をされる方がね、電子入札で参加しなければならないというのは、かなりの負担だと思うんです。現実、土木の経営者トップの方なり、親方といわれるのが社長といってるけど、実際は個人企業で言えば課長みたいなものでね、その息子とか近所のおっちゃんの手伝っているような業者の方が電子入札をされるということは、特別な方は別だとは思いますが、押しなべて非常に難しいことだと。もしもそれが出来るんなら、京丹波町ももっとIT化が進んでですね、事務の合理化が出来るはずなんです。自分たちが出来てないのに、そういうことを強いているということについての、改善策というんですか、反省されるべきだと私は意思待ちですわということでは、のん気なことを言っておられるときではないと思うんですけども、いかがお考えですか。

○議長（野口久之君） 藤田参事。

○参事（藤田真君） 確かに世の中の流れと言いますか、電子機器等々の事務も進んで参っております。それは事実でございますし、公共入札に関わりましては、やはり技術研修ということで建設業界のほうでもされておられますし、土木事務所を中心に技術研修もされておられるところがございます。町としても、それに参加させていただいておるということがございます。なかなか個人業者の方で、パソコンを使ってという方も得意な人と得意でない方があると認識をいたしておりますけれども、やはりそれは会社として、個人として努力をすべきものもあるでしょうし、また我々もそうした研修に努力することも大切だというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第45号 土地の取得についての質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） この第45号、46号で取得用地が全部完了するということで、賛同いたします。初めの第45号の須知地内の奥ノ谷の件でお聞きいたします。丁度、視察に一緒に行かせていただきまして、私も須知にいながらここへ行ったのは初めてだったので、丁度この住宅地の跡地の持ち主さんがおられまして、ここは僕のところや、と言ってはりまして、これから買取りされて後の管理とか、利活用についての計画を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の土地の取得後の管理なり活用でございますけれども、今のところ具体的にこういった事業にというような計画はまだ出来上がってございません。今後、こういった土地の活用につきましては、庁舎内の活用の検討委員会でありますとか、また外部からあるいは議員方さんからのご意見等もいただく中で検討をしていきたいというふうに思えます。できるだけ、速やかに活用ができますような方法等も考えていきたいというふうに思っております。それまでの間につきましては、管理につきましては、比較的住宅地からは離れているという所でもございますので、住宅等に影響の出ないような形で管理はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、一緒に言ったらよかったんですが、この宅地の地主さんは管理をきれいにされていましてね、横のほうに行きましたら向こうがこの買取りの予定地は向こう

が見晴らせないくらい雑草が生えていますので、苦情とか畑もされていたおばあちゃんが亡くなられていたんでちょっと休止された畑だったんですが、苦情の出ないように早急に手を打っていただきたいと思います。それと曾根地内の件で、上田さんと山崎先生ところの間の道、町道ですかそこに角ばった青色の買取りの地図が出ているんですが、これが急斜面になっておりまして、大雨のときはそこから凄い水が流れてきて、路側帯というか側溝を通して道を通して家のほうにまで雨水が流れてくるという苦情を以前から聞いておりますし、上田さんところの前は土嚢が積まれてて、私が苦情を伝えさせていただいたときに、昨日行ったときは、ちゃんとしたセメントでがっしりとしてあったんですが、今でも山崎先生ところは私のところがした側溝なんやと小さい溝をされていまして、それが大雨のときはずっとこっち側、道を挟んで自分所に来るんやというような苦情も早速聞かせていただきましたんで、こうした苦情をきちっと町のほうで管理できるように早急にしていただきたいと思います。そして、ひかり小学校の側面にひし形とかあるんですが、そういったところとかどういった活用というか計画があるのかその点も聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一点目の須知地内のほうでございますけれども、確かに公社が先行取得をしまして以降につきましては、十分な管理は出来ていないというふうに認識しております。また、現地のほうを確認させていただきまして、出来る限り影響のないように対応をしていきたいというふうに考えております。それと、曾根地内のひかり小学校の周辺の関係でございますけれども、今ご指摘がございました箇所につきましては、また現地のほう確認させていただきまして、被害等が出ないような形で対策を考えて参りたいというふうに考えております。また、その他特に学校周辺につきましては、急斜面のところとか山林の部分が大半でございます。出来るだけそういった隣地での活用でありますとか、そういったものに利用できないかというような部分について、また今後検討を加えて参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回の件も含めまして、これまでの中で運用されてきました公社の早期解散に向けまして今回平成27年度までというような約束の中で前倒しをして、返済をされるということでの町長の判断に賛意を表した上ですね、一つ目には今回財源的には財政調整基金を少し取り崩しされるということになるかと思うんですけど、これに対する一般会計

の補正予算の編成は必要なかったのかというのが一点と、それから当時バブル期に購入されたということでもかなり考えられないような金額で買収をされたという中でございますけれども、現在での取引価格について、近接の公共工事の買収単価とか民間での取引事例などでわかれば、どれくらいの平米単価で今取引されているのか、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一点目の今回の買戻しにかかります基金の不足分の財源につきましてですが、平成26年度の当初予算で財政調整基金から土地の基金のほうに積みさせていただきまして、買戻しをするということで当初予算に組み込んでいるところでございます。それから、二点目の現状の土地の取引の価格でございますけれども、周辺の宅地等の買収価格等につきましては、現在明確な数字というのは持っておりません。公共工事での買収単価で申しますと、大体宅地で1万3千円程度ということで買収等は行っているような状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今の財政調整基金のこともあったわけでありましたが、当初予算で先行取得用地対策基金として5,400万円余り予算化されておりますが、これは後どういうことに使われるのか、予算特別委員会で聞いていたら良かったかもわかりませんが、お聞きしておきたいのと、それから今回最終の買戻しということで、この節目に当たって、やはりこれまでの買戻しをした土地とそれから事業化した部分もありますが、そういったものを全て網羅したものを作っていただいて、住民には知らせていくというか、理解をいただくというようなことを公社が解散ということに来年度なっていますので、そういうことが必要だと思いますが、その点についてはどうなのか。また、今現在の未利用地の総面積というのは、今回の買戻しも含めてどれくらいになっているのか、わかればお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当初予算におきまして、先行取得用地の基金へ積み上げる額につきまして、5,415万1千円でございます。この部分が、財政調整基金からの積み替えという形で一旦、先行取得用地活用対策基金のほうに積み上げをさせていただきまして、その額で今回の土地の買戻しを行おうというふうに考えているものでございます。また、買戻しをしました土地の現状と申しますか、当然活用状況とか今後の運用方法とかそういったものにつきましても、住民の方にお知らせするというのは当然なことだと思っております。十分内

容等を検討させていただきまして、今後の活用等につきましても、広く公表をしていきたいというふうに考えております。それから、今回の買戻しも含めまして、全て公社からの買戻しは完了するわけですが、そのうちまだ未活用の部分ということでございますが、これまで買い戻したものにつきましては、府の河川等への用地提供でありますとか、或いは保育所の用地とかいうことで、主には公共施設等の用地の用に供する形で活用をしているところでございますが、まだいくつかの未活用の土地が当然ございます。現在までで、約6万平米程度の未活用の土地がございます。この土地につきましても、今回の買収の買戻しの土地も含めまして、今後利活用に向けまして、検討を重ねて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回、買戻しを予定されております曾根宮ノ浦戸麦54番の一部、山林ですね、6,236.53平米でございますが、これは保安林に指定されているというふうに私は認識しておるんですが、そのことについては承知をされているのか、まずお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただ今言われましたように、山林につきましては、一部保安林という形で指定をされているということは、承知をいたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先ほどもこの土地につきましてもの活用をどうするのか、というようなことで山林としてというような話を、活用をしていきたいというようなことがございましたが、例えば、以前に総務常任委員会で現地調査しまして、学校林として活用してはどうかというそういう提案もしているわけですが、学校林にするにしても、木一本切るにしても承認を得なければならないということになりますので、やはりこれは活用するという以前の問題より、解除をまずやって活用していくと、方向性を定めていくということが必要ではないかというふうに思いますが、その点につきましてもの見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当然、保安林となって参りますと、林内作業をする場合にも、許可が必要となって参ります。この活用につきましても、以前にも篠塚議員から提案等もございましたように、学校林というような形で森林が活用できるような方法等もまた教育委員会サイドと協議をさせていただきたいというふうにも思っておりますし、具体的に活用計画等が出てま

いりました段階で、保安林の一部解除等の申請等も必要が出てこようと思いますので、またその際に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今回、1億9,736万3,842円を買い戻すわけですけども、この会計処理をどうされるのか、お聞きをしたいと思います。全部取得土地ということであげられるのかどうか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 土地の買戻しに関しましては、土地の売買契約という形になってきますので、一括して用地取得という形で計上をしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 前から再三申し上げておることなんですけども、先ほども岩田議員のほうからちょっと話がありましたように、この土地を取得したときもかなりバブルで高いときだと思うんです。1億9,700万円の内50%強の7,370万円余りが利息なわけですね。再三申し上げておりますように、新公会計制度で諸表4表公表されておまして、その中に町民一人当たりの資産と、純資産ということで310万円余りになっていると思うんです、平成24年度。それをこういう形で積み上げられたらですね、本当に町が公表しておられる財務諸表というんですか、が空論と言ったらおかしいですけども思うんです。ましてや時価が変わったことについてはやむを得ないとしても、取得したときの金利というのは、既に経費で払っておかなければならないもんなんです。残しておくこと自身がおかしいですから、これをいつまでたっても、そういう利息も当初の土地代金も全部合わせて、経費だから用地代金だと思われる会計処理は、もうそろそろ見直されないとこんな形で、先ほど申し上げているとおり、ホームページで数字を公表されているわけですね。その公表が本当なんかと疑いたくなるのも事実なんです。そういうことで今後こういうことについては、やはりもうちょっと公会計制度に基づいて、民間の複式簿記のように資産の部分と損益の部分を区分した会計処理を導入されるつもりがないのかどうか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 村山議員がおっしゃいましたように、当然当時取得する価格というのは土地の価格でございまして、その当時の状況等で金額のほうは定まっているというふうに思いますが、それ以外の部分につきましては、今日までその土地を公社のほうで保有をいただいていたということと、それにかかります借入れをして先行取得をしておりますので、その利息というものは当然、膨れ上がってくるような状況になっております。毎年、返済をして

おけばいいわけですが、特に目的がまだ定まっていないような部分について、利息のみの返済というものも出来ていなかったという状況でもございます。そういったことで、利子が利子を生んで、だんだん利息の方が上がってきているような状況にもございますが、一旦買い戻しにつきましては、用地取得という観点から土地購入費という形で取得をさせていただきたいというふうに考えております。また、財務会計の処理の中で、土地購入費という形で現在のところは、計上をすることにしております。今後、公会計制度につきましては、さらに本町としましても研究をさせていただいて、現実にあったような形で対応が出来るように、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私、一点だけお尋ねしておきたいんですが、説明資料の曾根地内のひかり小学校の周辺のことなんですけど、小学校を中心に周辺にそれぞれ青の、今回買い戻す部分が表示されておるんですけども、学校の敷地内含めてですね、青色の間に山のようなものがあるんですが、これを含めて結局はこれですべて学校用地含めてですね、町有地ということになるのか、民地はこれに含まれていないのか、町道がありますのでそれ挟んで学校側、グラウンド含めてですね、町有地ということになるのかどうか、ちょっとその点伺っておきたいなと。民地は入っていないのかどうか含めて、伺います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案の説明資料の中で、中央にひかり小学校の施設がございますけども、その右側に太く赤いラインが入っていると思いますが、このラインから左側につきましては、今回の買い戻しによりまして、土地が全ての購入ができることとなります。ただ、山林と表示しておりますグラウンドの部分につきましては、土地のほうは、借地をしているという状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田均君） ただいま提案されております議案は45号でございますが、46号に

についても土地取得についてでありますので、あわせて賛成の立場から討論を行っておきたいと思えます。

今回提案されております土地取得は、南丹・京丹波地区土地開発公社から塩漬け土地解消の方法のひとつとして、また取得の目的に沿った土地利用の見込みのない土地で、利息の負担を解消するためなどとあわせて平成27年度中に南丹・京丹波地区土地開発公社解散を目標に、買い戻すものであります。私たちは、ひとつの方法として、塩漬け土地を町が買い戻すことを同意し、賛成するものであります。しかし、土地開発公社は地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地などの取得及び造成その他の管理などを行うとして、1973年、昭和48年に船井・北桑田土地開発公社を設立して、町の債務保証を受けて金融機関からの融資で公共事業用地として、いろんな名目をつけて、いたるところで土地の先行取得をしてきました。特に問題なのが、確実な事業計画も持たずに購入してきたものであります。そのために、計画どおりに事業が実施できなくなり、塩漬け土地といわれる土地が大量に残されてきました。そのため、多額の利息負担が町財政の大きな負担となってきております。この間の塩漬け土地の買い戻しには、多額の税金が投入をされてきました。特に取得費にかかる利息は、多額になります。今回提案されている45、46号の議案でも21件の土地の利息分は、1億1,544万329円となります。行政が投機的に代替地として購入したり、見通しのない住宅用地として購入したり、しかも進入路も不十分、確保できていない土地を購入していることなどみれば、執行者の責任は重大です。責任が一番問われるべきであります。また、十分な調査をしたのかと思われる土地購入や債務負担行為で土地購入を進めたり、そうした点のチェックが議会として果たせていたのかと思える場所もあり、議決を行った議会や議員の責任も厳しく問われるべきであると考えます。住民にはお金がない、こういった行政の支援や制度が後退をする部分が多い、片方でこういった姿勢には何の責任も問われない現実を見れば、行政不信が広がっていくことは確実です。責任が問われない法律の不十分さを痛感をいたします。もっと責任が問われるべきです。二度とこうした行政運営を行わないために、今後の教訓にすべきです。ただ、この血税を使って塩漬け土地の買い戻しをするわけですから、事実経過の調査、その責任の所在などを明らかにする責任があります。執行者として、行政の継続性を強調されるわけですから、町長に事実に基づいて報告する責任があります。塩漬け土地の解消のために、町が買い戻すことは必要との立場から、住民目線でこうした問題点にも積極的に取り組むべきであること。また、買い戻した土地の利用や活用を計画的に取り組んでいくことの責任もある点を指摘して、討論といたします。

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第46号 土地の取得についての質疑を行います。

村山君。

○13番（村山良夫君） 今回、出てますうちの中台の部分について、いく点かお聞きしたいと思います。まず、最初に今回その対象物件は原野、山林ということになってはいますが、いつ農転をされて原野、山林になったのかどうかということ。それから、私が調べた範囲では、この事業目的というのは住宅開発、こういうことになってはいますが、住宅開発ということになれば、農地では出来ないわけですから、先ほど申し上げた農転の時期というのは、公社に先行して買ってもらうときに、農転をしておくのが当然だと思うんですが、それがなぜされていないのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この中台地内の山林なり原野でございますけれども、もともとは農地ということでございまして、本来事業を行う場合には、農地法に基づきまして、4条なり5条の転用の許可を得て、事業を実施するべきところだと思っておりますけど、この買収した段階におきましては、まだ具体的な計画等が定まっていないということで、転用の許可を得ますと、速やかに転用をすべきことになって参りますので、まだ事業が定まらないというところで転用については先送りをされたというふうに理解をしております。また、地目が農地以外のものに変った時期でございますけれども、平成24年の11月に、地目の変更の登記がされてございます。この地目の変更登記につきましては、登記官の職権によりまして、地目変更を行ったものでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、購入時に農転をしておかなかった理由に、具体的な計画がないというような趣旨があったんですけど、これは事業目的が住宅開発用地としてということですので、もしも今の回答のように事業計画がないのならば、こんな土地を買う必要はないのではないかという疑問を私も感じますし、今の答弁を町民の方が聞かれたら多分、そう思われます。私があえてここでこういう質問をしているかというのは、先ほどにも話がありましたけど、やはりこういう誰が見ても若干不思議に思うことというのは、なぜそうなったのか

ということをちゃんと検証をして、もしもその中に今後やったらいかんこと、またいろんな条件があったとしたら、それはこの部分だけでも金利だけでもかなりの負担をしておるわけですから、その費用に見合うためにも、やはりこのことを生かして今後やっていかないとならないと思います。先ほども話がありましたように、理事者の責任もさることながら、議員の私たちにも責任が大なわけですから、こういう事態がなぜ起きたのか、先ほどの話のように、その計画がないから農転をしていないというようなことの事業をなぜやらなければならなかったのか。これはちゃんと検証した中で、今後の私どもの活動の糧にしなければならぬと思います。ですので、もっと現実的な真実のご回答をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 中台の団地の計画につきましては、当然計画というのは存在をしております。それに基づいて用地取得をされたというふうに理解をしております。ただ、その後におきまして、事業の実施に至らなくて、今日まで来たということでございますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今、中台の土地のことについて、質疑や答弁があるんですが、私も長い間議員をさせていただいております。この土地購入のときにも議員としておりました。今ありましたように、その活用方法とかいうこともあったわけですが、住宅用地として購入すると、私もこのときに進入路ですね、実際に山道があるんですが、普通車が入るか入らないかというような道しかない、どこから入るんやと、いうことも含めてですね、厳しく問いただしたことを覚えておるわけですが、本当にそういう面では、しっかりと見通しも持たずに、ただどういう内容があったか分かりませんが、土地所有者との関係の話が。これを強引に町が買ったということございまして、そういうことを考えますとそのときの執行者の責任というのはもっと問われなあかと私は思うんです。また、それを認めた議会にも責任があるというように思うわけですが、いかんせん多数決で決まったことございまして、一応住民代表が認めたということになってですね、こういう結果が出てきているわけですが、当時考えれば当然こういう場所、また状況を考えれば住宅用地としての開発は当然難しいということも明らかであったわけですが、こういうことがされてきたということございまして、本当に民間であればね、もっとも責任を問われるということも言われるわけですが、片方では民間的な考え方が導入されながらこういうことはね、そういうことが責任を問われない、法律もあるわけですが、本当に今思いましても腹ただしく思うわけですが、本当にもっと執行者を

含めてですね、責任を問われるということにならんと本当にいかなあと改めて申し上げておきたいと思ひますし、そういう経過もですねもっともっと詳しく調べれば分かるわけでありませうけども、そういう問題であったということも当時の一人として、申し上げておきたいと思ひますが、そういうこともですね、見解を伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回購入します土地へのアクセスということになりますと、小学校の近くにあります里道のほうから侵入をするしか方法がないということになっております。軽自動車くらいですと通行は可能なわけですが、具体的に住宅用地という形で購入をするのであれば、当然そこへのアクセス道等も検討する必要があったのではないかと、というふうに考えているところでございます。今回購入をしますし、今後の活用につきましても、現状では山林といいますか、雑種地にもなっていますので、周辺の状況等を考えながら活用計画も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 取得しました土地のですね、活用計画と管理につきましてですね、町長にお聞きをいたしておきます。今回の買戻しによりまして、全て債務負担が解消するということが非常に歓迎をいたしておるところでございますが、先ほどの答弁でも大体6万平米未利用地があるということで、簿価がどれくらいあるんかお聞きしたいと思ひますが、それはさておきまして、町長はこの提案理由の説明の中で、今後買戻しとなった土地の効率的な活用に向けて、努力をしていくということでございますが、今までからも、公有地の活用検討委員会で活用を検討されてきたわけでございますが、具体的にですね、どのような取り組みをされようとしているのか、その点まず一点お聞きしたいのと、あと管理面でございますが、6万平米でございます、非常に広範な土地であります、以前にはですね、隣接の所有者が畑をしてですね使っていたと、無許可で。野焼きもその町有地でしていたというような事例がありまして、これは委員会のほうで指摘をしまして、それは解消したわけでございますが、もう一点は、商業施設の隣接地に買戻した土地がございまして、そこが商業施設の駐車場に無断でされてまして、私のほうに匿名でですね、無断で使用しているのではないかと、ということがありまして、財産管理のほうに連絡いたしまして、無断で使用していたということで、賃貸契約をその時点で結ばれたという事実が過去の例でございました。そこでですね、今商業施設の駐車場に賃貸契約されている土地でございますが、見た目はですね、商業施設の土地なのか、町の土地なのか分からないですね。私は、フェンスをこしらえ

て町有地でこれは貸付地だという表示をしなければ、いつまでたっても町民の皆さんは、これは無断で商業施設が利用しているというふうに理解や認識をされているわけでありますから、私は、その時点でロープを張るなり、何か表示をしたらどうかという提案をしましたが、予算の関係でできないというようなこともございまして、これは一例でございますが、6万平米のそういうフェンスをするなり、雑草が生えている所は刈るなりですね、そういうことをきちっと管理を、活用できるまではやっていただきたいと、これは町の責任だというように思いますが、町長どのようにお考えですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言ってもらったとおり、そういう責任があると思っております。計画は、議員さんご指摘のとおり、役場の中に利活用検討委員会というものがあってね、いろいろ検討しているんですけど実際はですね、一步も進まない。それどころか一部私がオファーを受けて転用しようとする、まずその論拠が必要なんやというような雰囲気でした。今後ですね、買い戻した以上は、みんな目の当たりにするわけで、今言いましたように、管理とかそういうことについては勿論ですし、積極的に買ってください、いわゆる譲渡ですね、買ってくださいという活動も大事だし、借りてくださいという活動も大事だという認識しております。一方、議論聞いてましてひかり小学校の周辺の保安林ですね、あの保安林を残すという前提で上部は活用を許可されたと思しますので、しっかりとして保安林を解除してさらに活用するということは、そこまでは力がないのかなというふうに思っております。その他それぞれその場所にあった、それこそ一步も踏み込まないようなことについては、きちっと桜の木を植えるなり、梅の木を植えるなりとかいうようなことをしてでも活用していくという、そのようにするという意味ではないですけど、そういう強い意志を持っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先ほど申し上げました商業施設の件でございますが、既にもう賃貸契約が出来ていますので、無断で使用されているということではなく、賃貸料が入ってきているということは事実だと思うんですが、その匿名で通報があった方に対しては、匿名ですのでこれを返すわけにもいきませんし、その方は今でも篠塚議員には言ったけどもまだ無断で使用しているのではないかという状況なんですね、町長。ですからそこにフェンスをするなりきちっとこれは貸付地ですよ、町有地で貸し付けてますよという表示をやっぱりされないとですね、町民の方は今でも町がずさんな管理をしていると、こんなずさんな管理やったら町税かて払わなくていいのではないかというようにいろんなことに波及をしてくるわけで

ありますので、その辺きっちりとやっていただきたいと、どのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう意味で申しますと、私の場合はお金がないとかではなしに、いかようにかかろうがですね、きちっと町有財産については明示すると、そして使ってもらっているということは、必要だと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成26年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前10時59分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 鈴木 利明

〃 署名議員 篠塚 信太郎